

長野県農業再生協議会規約

平成16年3月18日 制定
平成23年3月24日一部改正
平成23年9月21日一部改正
平成25年3月8日一部改正
平成25年5月29日一部改正
平成26年2月27日一部改正
平成27年2月12日一部改正
平成29年3月22日一部改正
平成30年3月22日一部改正
平成30年11月8日一部改正
令和2年6月15日一部改正
令和3年5月28日一部改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、長野県農業再生協議会（以下「県協議会」という。）という。

(事務局の所在)

第2条 県協議会は、主たる事務局を長野市に置く。

(目的)

第3条 県協議会は、経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や米の需給調整の推進、地域農業の振興を図るとともに、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成・確保、鳥獣被害防止緊急捕獲等事業の推進、中山間地の農業農村振興等に資することを目的とする。

(事業)

第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 経営所得安定対策等の推進に関すること。
- (2) 対象作物の生産数量目安値の設定に関すること。
- (3) 集落営農の法人化支援の実施に関すること。
- (4) 担い手の育成・確保の推進に関すること。
- (5) 農地の利用集積の推進に関すること。
- (6) 耕作放棄地の再生利用の推進に関すること。
- (7) 収入減少影響緩和対策に係る農業者の積立金の管理に関すること。
- (8) 中山間地域の農業農村振興に関すること
- (9) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

2 県協議会は、前項に関する業務の一部を委託して実施することができる。

第2章 会員等

(県協議会の会員)

第5条 県協議会は、別紙1に掲げる者をもって構成する。

2 会員の他にオブザーバーを置くことができる。

(届出)

第6条 会員は、その氏名又は住所(会員が団体の場合には、その名称、所在地、代表者の氏名)に変更があったときは、遅滞なく県協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第7条 県協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

2. 前項の役員は、第5条第1項に規定する会員の代表者の中から総会において選任する。
- 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第8条 会長は県協議会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 県協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、2年とする。

- 2 補欠又は増員による仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(仕事満了または辞任の場合)

第10条 役員は、仕事満了又は辞任の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員の仕事)

第11条 県協議会は、役員が県協議会の役員としてふさわしくない行為をしたとき、その他特別の事由があるときは、総会の議決を経て、その役員を仕事させることができる。この場合には、県協議会は、その総会開催の日の30日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(役員の仕事)

第12条 役員は、無給とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種類等)

第13条 県協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。

- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - (2) 第8条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。
 - (3) 会長が必要と認めたととき。
- 5 会長は、軽易な事項又は急施を要する事項については、書面又は持ち回りの方法により全会員の賛否を求め、会員現在数の過半数の同意をもって総会の議決に代えることができる。
- 6 会長は、地震災害時や感染症等緊急事態でやむを得ない場合に限り、書面（メールによるデータの送付等を含む）による決議を認め、これをもって総会に代えることができる。

（総会の招集）

- 第14条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。
- 2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。
 - 3 総会の開催に当たっては、透明性をもって公正な議論が行われるよう予めインターネット等を活用して、少なくともその開催の5日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項の公表に努めるものとする。

（総会の議決方法等）

- 第15条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。
 - 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
 - 4 総会の議事は、第17条に規定する場合を除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、議決に加わる権利を有しない。

（総会の権能）

- 第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。
- (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
 - (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
 - (3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。
 - (4) その他県協議会の運営・事業の実施に関する重要な事項。

（特別議決事項）

- 第17条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。
- (1) 県協議会規約の変更
 - (2) 県協議会の解散
 - (3) 会員の除名
 - (4) 役員解任

（書面又は代理人による表決）

- 第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。
- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに県協議会に到着しないときは、無効とする。
 - 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を県協議会に提出しなければならない。
 - 4 第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

（議事録）

- 第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の事項を記載し、議長及び出席会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が署名捺印しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数、出席会員数及び出席会員の氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、事務局に備え付けておかなければならない。

第5章 部会

（部会の構成等）

第20条 県協議会の業務を円滑に行うため、米・戦略作物部会、担い手・農地部会及び中山間地農業振興部会を置く。

- 2 部会は、別紙2に掲げる者をもって構成する。
米・戦略作物部会の構成員には市及び町村の代表者を置くこととし、市長会、町村会の推薦者をもって当てる。
- 3 部会構成員の代表者の中から部会長及び副部会長を互選する。
- 4 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 5 部会構成員の他にオブザーバーを置くことができる。

（部会の権能）

第21条 米・戦略作物部会は総会の決定に基づき、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 経営所得安定対策の推進に関すること。
- (2) 集落営農の法人化支援の実施に関すること。
- (3) その他第3条の目的を達成するために必要なこと。
- 2 対象作物の生産数量目安値の算定ルール及び地域協議会別生産数量目安値の設定については、米・戦略作物部会において、協議し決定する。
- 3 前項の決定に当たっては、必要に応じ、学識経験者等の意見を聴くものとする。
- 4 担い手・農地部会は総会の決定に基づき、次の各号に掲げる事項を協議する。
 - (1) 担い手の育成・確保の推進に関すること。
 - (2) 農地の利用集積の推進に関すること。
 - (3) 耕作放棄地の再生利用の推進に関すること。
 - (4) 収入減少影響緩和対策に係る農業者の積立金の管理に関すること。
 - (5) その他第3条の目的を達成するために必要なこと。
- 5 中山間地農業振興部会は総会の決定に基づき、次の各号に掲げる事項を協議する。
 - (1) 中山間地農業ルネッサンス事業等の推進に関すること。
 - (2) 中山間地農業の活性化に関すること。
 - (3) 中山間地域のコミュニティの活性化強化に関すること。
 - (4) その他第3条の目的を達成するために必要なこと。
- 6 部会に係る総会に付議すべき事項は、各部会の決定を経るものとする。

（経営構造コンダクター等の設置）

第22条 県協議会に、経営構造対策事業等に関連した事業の企画・運営及び経営体の育成・支援のために、経営構造コンダクター、専門アドバイザー及び農業経営コンサルタントを置き、別に定める要領により会長が任免又は委嘱する。

第6章 事務局等

(事務局)

- 第23条 総会の決定に基づき県協議会の業務を執行するため、事務局を置く。
- 2 事務局は、別紙3に掲げる者をもって構成する。
 - 3 事務局は、各事務の区分ごとに主担当を置く。
 - 4 事務局の業務の適正な執行のため事務局長及び副事務局長を置く。
 - 5 事務局長及び副事務局長は、第2項の事務局員の中から会長が任命する。
 - 6 事務局長は、業務を総括して会務を処理する。
 - 7 部会の業務を執行するため、部会事務局を置く。
 - 8 部会事務局は、別紙3に掲げる者をもって構成する。
 - 9 部会事務局の業務の適正な執行のため部会事務局長及び部会副事務局長を置く。
 - 10 部会事務局長及び部会副事務局長は、第8項の事務局員の中から部会長が任命する。
 - 11 事務局員の他にオブザーバーを置くことができる。

(業務の執行)

第24条 県協議会の業務の執行方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 事務処理規程
- (2) 会計処理規程
- (3) 文書取扱規程
- (4) 公印取扱規程
- (5) 内部監査実施規程

(書類及び帳簿の備付け)

第25条 県協議会は、主たる事務局に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 県協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条の各号の規程に基づく書類及び帳簿

第7章 会計

(事業年度)

第26条 県協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第27条 県協議会の経費は、補助金、交付金、負担金、寄付金、受託料及びその他の収入をもって充てる。

(経費の取扱い)

第28条 県協議会の経費の取扱方法は、経費とする補助金等の交付要綱その他関係法令によるほか業務方法書、会計処理規程等で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第29条 県協議会の事務に要する経費は、第27条に掲げる収入をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第30条 事業計画及び収支予算は、会長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第31条 1 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の7日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを事務局に備え付けておかなければならない。

(報告)

第32条 会長は、第30条に掲げる書類及び前条第1項各号に掲げる書類について、総会の議決を得た後、関東農政局長野県拠点地方参事官に提出しなければならない。

第8章 県協議会規約の変更、解散及び残余財産の処分

(報告等)

第33条 この規約及び第24条各号に掲げる規程に変更があった場合には、県協議会は、遅滞なく関東農政局長に報告し、かつ関東農政局長野県拠点地方参事官に届出なければならない。

(県協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第34条 県協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、国費又は県費相当額にあっては実施した事業の実施要綱その他規程の定めるところにより国又は長野県にそれぞれ返還するものとする。

2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て県協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

第9章 県協議会地方部

(地方部の構成等)

第35条 県協議会の業務を円滑に推進するため、県地域振興局段階に県協議会地方部（以下、「地方部」という。）を置く。

2 地方部は、市町村、農業協同組合、県現地機関及び地域の実情に応じて必要な機関・団体等をもって構成する。

3 地方部にオブザーバーを置くことができる。

4 地方部は、必要に応じて部会を設けることができる。

(地方部の権能)

第36条 地方部は、次の各号に掲げる事項を執行する。

- (1) 経営所得安定対策等の推進に係る事務
- (2) 米の需給調整の推進に係る事務
- (3) 集落営農の法人化支援の実施に係る事務
- (4) 担い手の育成・確保の推進に係る事務
- (5) 農地の利用集積の推進に係る事務
- (6) 耕作放棄地の再生利用の推進に係る事務

- (7) 中山間地域の農業振興に係る事務
 - (8) その他第3条の目的を達成するために必要な事務
- 2 地方部は、次の各号に掲げる事項を協議し決定する。
- (1) 米の需給調整の推進に必要なこと。
 - (2) その他第3条の目的を達成するために必要なこと。

第10章 雑則

(細則)

第37条 この規約に定めるもののほか、県協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 県協議会は、本協議会に移管した長野県水田農業推進協議会の権利及び義務を承継する。
- 3 別紙1、別紙2及び別紙3の会員の名称等、部会の名称等、事務局構成員の名称等及びオブザーバーの名称等については、構成機関・団体等の組織改正等による変更があった場合、第17条の規定にかかわらず、その都度修正できるものとする。
- 4 この規約は、平成23年9月21日から施行する。
- 5 県協議会は、本協議会に統合することを目的として解散した長野県担い手育成総合支援協議会の権利及び義務を承継する。
- 6 議決事項のうち、行政庁の指示による必要な字句の修正等は会長に一任するものとする。
- 7 この規約は、平成25年3月8日から施行する。
- 8 経営所得安定対策に係る業務は、平成25年5月16日から施行する。
- 9 この規約は、平成25年5月29日から施行する。
- 10 この規約は、平成26年2月27日から施行する。
- 11 この規約は、平成27年2月12日から施行する。
- 12 この規約は、平成29年4月1日から施行する。
- 13 この規約は、平成30年3月22日から施行する。
- 14 この規約は、平成30年11月8日から施行する。
- 15 この規約は、令和2年6月15日から施行する。
- 16 この規約は、令和3年5月28日から施行する。